

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年12月1日

月曜日

第5454号

目

次

告示

○令和7年度クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定

1

公告

○保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度

3

告示

富山県告示第434号

令和7年度クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定について
クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、令和7年度クリーニング師研修及び業務従事者講習を次のとおり指定したので告示する。

令和7年12月1日

富山県知事 新田八朗

第1 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

- 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号

第2 第1型研修及び講習

- 研修等の種類及び開催年月日、会場の名称及び所在地並びに予定人員

(1) クリーニング師研修

開催年月日	会場の名称	会場の所在地	予定人員
令和8年1月18日	自治労とやま会館	富山市下新町8-16	70人

(2) 業務従事者講習

開催年月日	会場の名称	会場の所在地	予定人員
令和8年1月18日	自治労とやま会館	富山市下新町8-16	30人

2 研修等の科目及び時間数

(1) クリーニング師研修

科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1時間	0.5時間
洗濯物の処理	1時間	1時間
繊維及び繊維製品	1時間	1時間
計	4時間	3時間

(注) 研修終了後、レポートの提出あり

(2) 業務従事者講習

科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1時間	0.5時間
洗濯物の処理	1時間	1時間
繊維及び繊維製品	1時間	1時間
計	4時間	3時間

(注) 講習終了後、レポートの提出あり

3 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円
- (2) 業務従事者講習 4,500円

第3 会場の運営及び設営の窓口になる団体の名称及び主たる事務所の所在地

- 1 名称 公益財団法人富山県生活衛生営業指導センター
- 2 所在地 富山市下新町8番16号

公 告

保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第 276号）第4条の2第3項の規定により、令和7年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和7年12月1日

富山県知事 新田 八朗

単位区域名	保安林の種類	皆伐の面積の限度(ヘクタール)
小川	水源かん養保安林	174.96
	土砂流出防備保安林	267.82
黒部川	水源かん養保安林	291.00
	土砂流出防備保安林	1,109.14
片貝川	水源かん養保安林	267.39
	土砂流出防備保安林	428.06
早月川	水源かん養保安林	220.04
	土砂流出防備保安林	231.64
常願寺川	水源かん養保安林	393.04
	土砂流出防備保安林	553.80
神通川	水源かん養保安林	640.55
	土砂流出防備保安林	508.90
	干害防備保安林	5.92
庄川	水源かん養保安林	274.33
	土砂流出防備保安林	1,023.96
城端地区	水源かん養保安林	156.47
	土砂流出防備保安林	50.30

小矢部	水源かん養保安林	369	50
	土砂流出防備保安林	48	74
氷見地区	水源かん養保安林	15	46
	土砂流出防備保安林	3	62
計	水源かん養保安林	2,802	74
	土砂流出防備保安林	4,225	98
	干害防備保安林	5	92
合計		7,034	64